

被災者生活再建支援法の一部を改正する法律参照条文

地方財政法（昭和二十三年七月七日法律第九号）

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付け金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

地方交付税法（昭和二十五年五月三十日法律第二百一十一号）

附 則

（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

第五条 当分の間、各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の表の上欄に掲げる経費の種類につきそれぞれ同表の中欄に掲げる測定単位の数値を同表の下欄に掲げる単位費用に乗じて得た額を当該地方団体について合算した額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
一 地域改善対策特定事業債等償還費	地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充て	千円につき 八 円

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ同表の中欄に定める算定の基礎により、同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。

<p>二 過疎地域自立促進等のための地方債償還費</p> <p>三 公害防止事業債償還費</p> <p>四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための地方債償還費</p> <p>五 地震対策緊急整備事業債償還費</p> <p>六 被災者生活再建支援基金への拠出のための地方債償還費</p> <p>七 合併特例債償還費</p> <p>八 原子力発電施設等立地地域の振興のための地方債償還費</p>	<p>るため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p> <p>公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p> <p>石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p> <p>地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金</p> <p>被災者生活再建支援基金に対する拠出の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p> <p>合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p> <p>原子力発電施設等立地地域の振興のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p>	<p>千円につき 七</p> <p>千円につき 五〇〇</p> <p>千円につき 五〇〇</p> <p>千円につき 五〇〇</p> <p>千円につき 八〇〇</p> <p>千円につき 七〇〇</p> <p>千円につき 七〇〇</p>
<p>測定単位の種類</p> <p>一 地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された</p>	<p>測定単位の算定の基礎</p> <p>地域改善対策特定事業費、地域改善対策事業費又は同和対策事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和六十二年法律第二十二号）第五条、旧地域改善対策特別</p>	<p>表示単位</p> <p>千円</p>

<p>地方債に係る元利償還金</p>	<p>措置法（昭和五十七年法律第十六号）第五条又は旧同和对策事業特別措置法（昭和四十四年法律第六十号）第十条の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金</p>	<p>千円</p>
<p>二 過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p>	<p>過疎地域自立促進等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十条第二項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定により総務大臣が指定したも又は旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十二条第二項（同法附則第十二項又は過疎地域自立促進特別措置法附則第十七条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号）第十二条において準用する場合を含む。）、「旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）若しくは旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により自治大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金</p>	<p>千円</p>
<p>三 公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p>	<p>公害防止事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第五条の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金</p>	<p>千円</p>
<p>四 石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金</p>	<p>石油コンビナート等特別防災区域に係る緑地等の設置のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）第三十六条第二項の規定により総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金</p>	<p>千円</p>
<p>五 地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債</p>	<p>地震対策緊急整備事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債で地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する</p>	<p>千円</p>

<p>に係る元利償還金</p> <p>六 被災者生活再建支援基金に対する 拠出の財源に充てるため発行につ いて同意又は許可を得た地方債に係 る元利償還金</p> <p>七 合併市町村の建設のための事業費 の財源に充てるため発行について同 意又は許可を得た地方債に係る元利 償還金</p> <p>八 原子力発電施設等立地地域の振興 のための事業費の財源に充てるため 発行について同意又は許可を得た地 方債に係る元利償還金</p>	<p>る法律（昭和五十五年法律第六十三号）第六条の規定により総務大臣が指定した ものに係る当該年度における元利償還金</p> <p>被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）第六条第一項に基づき内閣総 理大臣が指定した被災者生活再建支援基金に対する拠出の財源に充てるため発行 について同意又は許可を得た地方債のうち総務大臣が指定したものに係る元利償 還金</p> <p>合併市町村の建設のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可 を得た地方債で市町村の合併の特例に関する法律第十一条の二第二項の規定によ り総務大臣が指定したものに係る当該年度における元利償還金</p> <p>原子力発電施設等立地地域の振興のための事業費の財源に充てるため発行につい て同意又は許可を得た地方債で原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措 置法（平成十二年法律第四十八号）第八条の規定により総務大臣が指定したも のに係る当該年度における元利償還金</p>	<p>千円</p> <p>千円</p> <p>千円</p>
---	--	-------------------------------

災害対策基本法（昭和三十六年十一月十五日法律第二百二十三号）

（市町村長の避難の指示等）

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があ
ると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、
これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2・3 (略)

4 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

5～7 (略)